

[様式1-1]

異 動 願 (届)

全採用年度共通

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
下記のとおり願出 (届出) いたします。

☐ 返還誓約書の機構送付 (学校記入項目。送付済の場合は☒。2010年度以降採用者は返還誓約書を送付していない場合、本願(届)を作成できません。)

学 校 名			届 出 年 月 日	2 0 年 月 日
学部・学科 (課程・研究科)			生 年 月 日	年 月 日
奨学生番号※			学 籍 番 号	年
①	0	②	フリガナ	
※併用貸与の者はそれぞれの奨学生番号を記入。 ただし、短縮卒業・修了を除く通常の辞退の場合は該当の奨学生番号のみを記入。			氏 名	印

以下、該当する異動種別 (【退学】【辞退】等) 及び異動事由 (病気、経済事情等) を☒で選択。太枠は必須。

貸与終了に係る異動

記入者	☐ 【退学】	
奨学生	☐ 病気 ☐ 一身上 ☐ 経済事情 ☐ その他	
学校	退学日／除籍日 20 年 月 日	退学決定日／除籍決定日※ 20 年 月 日
※退学日／除籍日が遡り、決定日までの通学実態を確認できる場合に記入。 休学から復学せず退学／除籍となり、その日付が遡る場合は、決定日までの休学手続きがとられている場合に記入。 決定日に基づく異動始期で「退学」の入力を行えます。		
記入者	☐ 【死亡】	
学校	☐ 病気 ☐ その他	死亡日 20 年 月 日

記入者	☐ 【辞退】(奨学生の自署・押印が必要)	
奨学生	☐ 病気 ☐ 他奨学生採用 ☐ 経済事情 ☐ 一身上 ☐ その他	最終受領希望年月 20 年 月 分迄
学校	卒業期※ 20 年 月 (見込)	※学籍確認のため卒業期の記入は必須。 すでに退学／除籍が決定しているが退学日／除籍日に基づく異動始期の 前月以前の振込みが保留されており、最終振込年月までで辞退する場 合は、左欄「退学日／除籍日」を記入。
記入者	☐ 【辞退(短縮卒業・修了)】	
学校	短卒・修了	卒業日／修了日 20 年 月 日

【辞退する奨学生の方へ】
辞退後、卒業期までの返還期限猶予を希望する場合は、スカラネット・パーソナルから在学猶予願(在学届)を提出してください。

休 止

記入者	☐ 【休止(通常の休学)】	
奨学生	☐ 病気 ☐ 一身上 ☐ 経済事情 ☐ その他	
学校	休学日 20 年 月 日	休学決定日※ 20 年 月 日
※休学日が遡る場合で、決定日までの通学実態を確認できる場合のみ記入。 決定日に基づく異動始期で「休止」の入力を行えます。		
記入者	☐ 【休止(長期欠席)】	
学校	長期欠席	休止開始年月 20 年 月
記入者	☐ 【休止(長期履修学生の貸与先送り)】 (奨学生の自署・押印が必要)	
奨学生	貸与先送り※	中断希望年月 20 年 月分から
学校	※対象は長期履修学生のうち第一種奨学金及び貸与期間が標準修業年限の第二種奨学金です。	卒業期 20 年 月 (見込)

☐ 【休止(留学)】	
【留学情報】 学校記入欄。該当するものを ☒ で選択する。	
国 名	
留学時の身分※1	☐ 休学 ☐ 留学 ☐ 在学
上記で選択した身分の期間※2	1. 20 年 月 日～ 20 年 月 日 (2. 20 年 月 日～ 20 年 月 日)
国費情報 (ある場合のみ) ※3	☐ 海外留学支援制度 ☐ 官民協働海外留学支援制度 受給期間: 20 年 月 ～ 20 年 月
留学奨学金継続願提出	☐ 有 ☐ 無
第二種奨学金(短期留学)申請	☐ 有 ☐ 無
※1 通常はいずれか1つに ☒ を付ける。留学中に複数の身分が存在する場合は ☒ を付けず、 ☐ 内に時系列順に1又は2の番号を付ける。「記入例」参照。 ※2 通常は1.に「留学時の身分」欄で ☒ を付けた期間を記入する。「休学」を選択した場合は休学期間、「留学」を選択した場合は「留学」の身分に異動する期間を記入し、実際に渡航する期間は記入しない。「在学」を選択した場合は学校で把握する留学期間を記入する。「留学時の身分」欄に ☒ でなく1又は2の番号を付けた場合は、番号と対応する期間を本欄の1.及び2.に記入する。「記入例」参照。 ※3 この2つ以外は「私費」として取扱い、記入不要。	

学校記入欄(復活を除く全異動種別共通)

振込超過	☐ 有 ☐ 無	20 年 月 日
スカラAC「振込保留」入力日		20 年 月 日
スカラAC「異動」入力日※		20 年 月 日

※振込超過がある場合は異動の入力を行わず、「振込金受取書」のコピーとともに「異動願(届)」を本機構に送付してください。組戻しを依頼した場合も入力せず送付してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明いたします。

(学校の証明) 20 年 月 日

学 校 名 熊本大学

関係課長 (※) 学生支援部長 河野 美奈

職印

電話番号 (担当者名)

096 - 342 - ()

学 校 番 号

1 0 9 0 0 6 0 1

区分

※証明者は課長相当職以上の方としてください。なお、職印の押印・省略については、各学校の公印取扱規程等の定めに基づき取扱ってください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金貸与業務(返還業務を含む)、奨学金給付業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

提出先	郵送の要否	スカラAC入力
異動・補導係	異動種別による (※)	異動種別による (※)

「異動願(届)」の記入例

退学、辞退、死亡、辞退(短期卒業・修了)

☒ **返還誓約書の機構送付** (学校記入項目。送付済の場合は☒。返還誓約書を送付していない場合、本願(届)を作成できません。)

以下、該当する異動種別(【退学】【辞退】等)及び異動事由(病気、経済事情等)を☒で選択。**太枠は必須。**

【 退 学 】

記入者	☒ 【退学】	
奨学生	☐ 病気 ☐ 経済事情	☒ 一身上 ☐ その他
学校	退学日／除籍日 20 19 年 9 月 21 日	退学決定日／除籍決定日※ 20 年 月 日
※退学日／除籍日が遡り、決定日までの通学実態を確認できる場合に記入。 休学から復学せず退学／除籍となり、その日付が遡る場合は、決定日までの休学手続きがとられている場合に記入。 決定日に基づく異動始期で「退学」の入力を行います。		

●退学／除籍の注意点

・異動始期は退学日／除籍日の翌月（月の初日はその月）。上記例の異動始期は2019年10月。2019年9月1日の場合は2019年9月。

・退学日／除籍日に基づく異動始期の前月以前の振込みが保留されている場合は、「停止」（事由：異動処理都合）を入力後、「退学」の入力を行う。

（例）3月31日付退学だが1月分より保留中

- ⇒ × 1月を異動始期とする「退学」
 ○ 1月を異動始期とする「停止」（事由：異動処理都合）を入力後、4月を異動始期とする「退学」を入力。

・退学日／除籍日が遡り、決定日までの通学実態を確認できる場合は、必ず「退学決定日／除籍決定日」欄も記入。退学決定日／除籍決定日の翌月（月の初日はその月）を異動始期とする「退学」の入力が可能。「停止」中の場合も決定日までの通学実態を確認できる場合は同様の取扱いが可能。

・休学により「休止」となっている奨学生の退学日／除籍日が遡る場合は、決定日までの休学の手続きがとられているときに限り、前項と同様の取扱いが可能。

【 辞 退 】

記入者	☒ 【辞退】(奨学生の自署・押印が必要)	
奨学生	☐ 病気 ☒ 経済事情 ☐ 一身上	☐ 他奨学生採用 最終受領希望年月 20 19 年 9 月 分迄
学校	卒業期※ 20 23 年 3 月 (見込)	※学籍確認のため卒業期の記入は必須。 すでに退学／除籍が決定しているが退学日／除籍日に基づく異動始期の前月以前の振込みが保留されており、最終振込年月までで辞退する場合は、左欄「退学日／除籍日」を記入。

●辞退の注意点

・奨学生本人の自署・押印が必要。
 ・奨学生本人による「最終受領希望年月」欄の記入が必要。
 ・学校による「卒業期」欄の記入が必要。

・異動始期は最終受領希望年月の翌月。
 上記例の異動始期は2019年10月。

・「休止」又は「停止」中の「辞退」の異動始期は、「辞退」の入力を行う月の翌月。ただし、「休止」又は「停止」の期間が2年（大学院で留学を事由とする「休止」は3年）を超える場合の「辞退」については、2年（大学院で留学を事由とする「休止」は3年）を超えた月が異動始期となるため、そのようにできない場合は入力せず「異動願(届)」を送付する。

（例1）2017年10月から「休止」で、2019年5月にスカラACから「辞退」入力。

⇒異動始期2019年6月

（例2）2017年10月から「休止」で、2019年11月にスカラACから「辞退」入力。

⇒異動始期2019年10月とすべきだが自動的に2019年12月になるため、入力せず「異動願(届)」を送付（大学院で留学を事由とする「休止」の場合を除く。）。

・辞退後、卒業期までの返還期限猶予を希望する場合は、スカラPSによる在学猶予願又は在学届を提出。提出がないと在学中であっても返還が開始される。

【 死 亡 】

記入者	☒ 【死亡】	
学校	☒ 病気 ☐ その他	死亡日 20 19 年 9 月 2 日

●死亡の注意点

・異動始期は死亡日の翌月（月の初日はその月）。上記例の異動始期は2019年10月。2019年9月1日の場合は2019年9月。

・組戻しが間に合う場合は、本来の異動始期の前月以前を異動始期とすることも可能。
 上記例の場合、2019年9月を異動始期とすることも可能。

【 辞 退(短縮卒業・修了) 】

記入者	☒ 【辞退(短縮卒業・修了)】	
学校	短卒・修了	卒業日／修了日 20 20 年 3 月 25 日

●辞退(短縮卒業・修了)の注意点

・異動始期は卒業日／修了日の翌月（月の初日はその月）。上記例の異動始期は2020年4月。2020年3月1日の場合は2020年3月。

・短縮卒業・修了の場合は「異動願(届)」の送付が必要。

「異動願(届)」の記入例「休止」

【 休止(通常の休学) 】

記入者	☒ 【休止(通常の休学)】	
奨学生	☒ 病気 ☐ 経済事情	☐ 一身上 ☐ その他
学校	休学日 20 19 年 10 月 1 日	休学決定日※ 20 年 月 日
※休学日が遡る場合で、決定日までの通学実態を確認できる場合のみ記入。 決定日に基づく異動始期で「休止」の入力を行います。		

●休止(通常の休学)の注意点

・異動始期は休学日の翌月(月の初日はその月)。
上記例の異動始期は2019年10月。2019年10月2日の場合は2019年11月。

- ・併用貸与の奨学生は両方の奨学生番号の記入が必要。
片方のみの「休止」は不可。
- ・「休止」から2年以内に「復活」の見込がない場合は「辞退」の指導が必要。
- ・休学日が遡る場合で、決定日までの通学実態を確認できる場合は、必ず「休学決定日」欄も記入。休学決定日の翌月(月の初日はその月)を異動始期とする「休止」の入力が可能。

【 休止(長期欠席) 】

記入者	☒ 【休止(長期欠席)】	
学校	長期欠席	休止開始年月 20 19 年 10 月

●休止(長期欠席)の注意点

- ・異動始期は最終振込年月(学校が長期欠席を把握した月)の翌月。上記例の異動始期は2019年10月。
- ・併用貸与の奨学生は両方の奨学生番号の記入が必要。
片方のみの「休止」は不可。
- ・「休止」から2年以内に「復活」の見込がない場合は「辞退」の指導が必要。

【 休止(長期履修奨学生の貸与先送り) 】

記入者	☒ 【休止(長期履修奨学生の貸与先送り)】 (奨学生の自署・押印が必要)	
奨学生	貸与先送り※ ※対象は長期履修奨学生のうち第一種奨学金及び貸与期間が標準修業年限の第二種奨学金です。	中断希望年月 20 20 年 4 月分から
学校		卒業期 20 23 年 3 月 (見込)

●休止(長期履修奨学生の貸与先送り)の注意点

- ・奨学生本人の自署・押印が必要。
- ・異動始期は奨学生本人が希望する任意の年月。
- ・併用貸与の奨学生は両方の奨学生番号の記入が必要。
片方のみの「休止」は原則として不可。
- ・「休止」から2年以内に「復活」の見込がない場合は「辞退」の指導が必要。
- ・「休止」時点で長期履修課程の卒業期を確認。

【 休止(留学) 】

☒ 【休止(留学)】	
【留学情報】 学校記入欄。該当するものを ☒ で選択する。	
国名	アメリカ合衆国
留学時の身分※1	☒ 休学 ☐ 留学 ☐ 在学
上記で選択した身分の期間※2	1. 20 19 年 10 月 1 日～ 20 20 年 9 月 30 日 (2. 20 年 月 日～ 20 年 月 日)
国費情報(ある場合のみ)※3	☒ 海外留学支援制度 ☐ 官民協働海外留学支援制度 受給期間: 20 19 年 10 月～ 20 20 年 9 月
留学奨学金継続願提出	☐ 有 ☒ 無
第二種奨学金(短期留学)申請	☐ 有 ☒ 無

- ※1 通常はいずれか1つに☒を付ける。留学中に複数の身分が存在する場合は☒を付けず、□内に時系列順に1又は2の番号を付ける。「記入例」参照。
- ※2 通常は1.に「留学時の身分」欄で☒を付けた期間を記入する。「休学」を選択した場合は休学期間、「留学」を選択した場合は「留学」の身分に異動する期間を記入し、実際に渡航する期間は記入しない。「在学」を選択した場合は学校で把握する留学期間を記入する。「留学時の身分」欄に☒でなく1又は2の番号を付けた場合は、番号と対応する期間を本欄の1.及び2.に記入する。「記入例」参照。
- ※3 この2つ以外は「私費」として取扱い、記入不要。

●休止(留学)の注意点

- ・異動始期は留学時の身分により異なる。
休学: 休学日の翌月(月の初日はその月)
留学: 留学の身分に異動する日の翌月(月の初日はその月)
在学: 学校で把握する留学開始日の翌月(月の初日はその月)

- ・併用貸与の奨学生は両方の奨学生番号の記入が必要。
片方のみの「休止(留学)」は原則として不可。
- ・「休止(留学)」から2年以内(大学院は3年以内)に「復活」の見込がない場合は「辞退」の指導が必要。
- ・【留学情報】欄は学校でもれなく記入。
・海外留学支援制度又は官民協働海外留学支援制度の支給を受ける場合は、「国費情報」欄の該当する経費に☒を付け、受給期間を記入。

- ・3か月未満の留学の場合、海外留学支援制度又は官民協働海外留学支援制度の支給を受ける、あるいは、学籍の身分が「留学」又は「在学」の期間は「休止(留学)」不要。ただし、奨学生本人の希望により「休止(留学)」とすることも可能。

- ・「留学時の身分」欄は、通常はいずれか1つに☒を付け、その身分の期間を「上記で選択した身分の期間」欄の1に記入する(上図参照)。多くの場合、留学時の身分は1種類であり、渡航期間はその身分の期間に収まるが、1つの留学のなかに複数の身分が存在する場合は、該当する身分の□内に時系列順に1又は2の番号を付け、その番号に対応する「上記で選択した身分の期間」を記入する。

(例: 複数の身分が存在する場合の書き方)

【留学情報】 学校記入欄。該当するものを ☒ で選択する。	
国名	アメリカ合衆国
留学時の身分※1	☒ 2 休学 ☐ 留学 ☒ 1 在学
上記で選択した身分の期間※2	1. 20 19 年 8 月 15 日～ 20 19 年 9 月 30 日 (2. 20 19 年 10 月 1 日～ 20 20 年 9 月 30 日)

↑休学前に在学の身分で渡航し、学校がそれを留学と認めて「休止(留学)」とする場合はこのように記入する(「休止(留学)」の異動始期は2019年9月)。一方、留学が休学後に始まる場合は身分「休学」を☒で選択し、「上記で選択した身分の期間」欄の1に休学期間のみを記入する(上図に同じ。「休止(留学)」の異動始期は2019年10月)。